

産業廃棄物処理施設 ~~設置~~ **変更** 許可証

平成 17 年 9 月 2 日

住 所 竹田市大字今 1 0 1 5 番地
氏 名 ぶんご有機肥料 株式会社
代表取締役 永水 堅

廃棄物の処理及び清掃に関する法律~~第 15 条の 2 の 4 第 1 項~~ ^{第 15 条第 1 項}の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日	平成 17 年 9 月 2 日	許可番号	廃対第 1 0 - 6 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破砕施設（固定兼移動式） 処理する産業廃棄物の種類：木くず 以上 1 種類		
設置場所	保管場所及び大分県内（大分市を除く。）の各排出現場 保管場所：竹田市大字今 1 0 1 5 番地		
処理能力	99 t / 日（6 時間）		
許可の条件	移動式として使用する場合は、大分県内（大分市を除く。）の当該廃棄物の排出事業場内に限る。		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		